

令和4年度  
指定管理第三者評価報告書

令和5年3月  
指定管理第三者評価委員会

# 第1章 指定管理第三者評価委員会の開催状況について

## 1. 指定管理第三者評価委員会について

指定管理者制度導入施設の管理運営やサービス等が適正かつ効率的に提供されているかを第三者の立場から検証し、市や指定管理者へ意見を付すことで、施設運営の効率化と利用者の利便性向上を図っていくために、宮崎市指定管理第三者評価委員会（以下「委員会」という。）が設置されたところである。

今年度は、以下のとおり、指定管理者による公の施設の管理運営が協定に従い適正に実施されているか、所期の目的である市民サービスを継続的に提供することが可能か評価・検証することを目的として、指定管理第三者評価を実施したので、その結果を報告する。

また、本事業については令和元年度から実施しているが、対象施設の評価について、概ね完了したことに伴い、事業としての主な評価内容とその対応状況について報告する。

### 第三者評価委員

所属団体等	氏名	備考
宮崎大学 地域資源創成学部 学部長	桑野 齊	
南九州税理士会 宮崎支部 会員	押川 孝市	
宮崎県社会保険労務士会 副会長	越山 直美	

<選任期間>

令和5年1月17日から令和5年3月31日まで

## 2. 対象施設

指定管理者制度を導入している施設のうち、利用料金を主な収入とした、安定的な施設経営が求められる利用料金制（※）の施設を対象としている。

その中でも、現指定管理者の前年度までの管理運営状況を評価し、残りの指定期間で外部委員からの指摘事項の改善を行うため、指定期間2年目の以下の施設を対象として選定した。

※利用料金制とは施設の利用料が指定管理者の収入となるもの。

### ●石崎の杜鯨鯨館【施設所管課：観光商工部スポーツランド推進課】

指定管理者：みやざきB・Kグループ

代表構成員：株式会社文化コーポレーション  
構成員：コナミスポーツ株式会社

指定期間：令和3年4月1日～令和8年3月31日

### 3. 評価方法

評価の方法は、指定管理者から提出される令和3年度事業報告書等の確認や指定管理者及び施設所管課に施設の管理運営についてヒアリングを行った。

<確認資料>

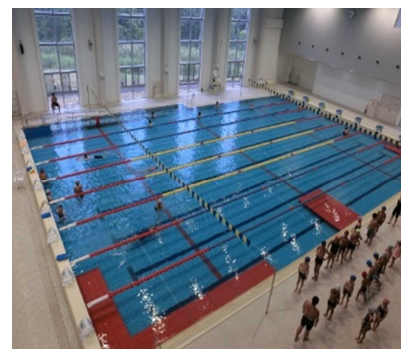
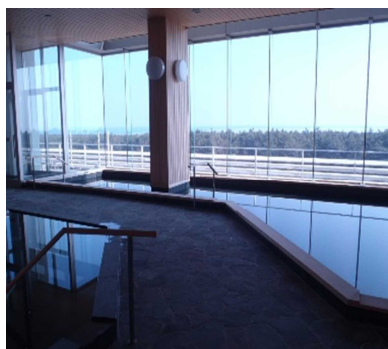
- ・令和3年度収支計画書及び収支決算書
- ・令和3年度事業計画書及び事業報告書
- ・令和3年度実地調査確認シート及び指定管理者モニタリングチェックシート
- ・過去5年度分の収支決算に関する資料
- ・労務管理チェック表

### 4. 開催状況

【日時】令和5年1月17日（火）

【概要】現地視察、指定管理者及び施設所管課へのヒアリング

<石崎の杜鯨鯨館>



<現地視察>



<ヒアリング>



## 第2章 施設の評価結果について

### ●石崎の杜鯨鯨館 【施設所管課：観光商工部スポーツランド推進課】

指定管理者：みやざきB・Kグループ

#### 【①施設全般について】

- ・指定管理者については、施設運営の上で、民間のノウハウを活用した創意工夫と付加価値の創出ができてきている点について評価できる。
- ・指定管理者が実施しているアンケートにより、利用者の多くが佐土原もしくは近隣の住民であり、地元小学生の多くがスイミング教室に通っている点からも、地域密着性が非常に高い施設であると言える。
- ・施設の周知について、経路に立っている看板には施設名しか書かれておらず、施設を知らない人が通っても、どのような施設かわからないのはもったいない。今後の新規客獲得に向けた取組についても検討されたい。
- ・温泉、スポーツ、物販を担う施設ということで、民間施設との競合は避けられない状況である。市として、施設の今後のあり方について、議論していくべきである。

#### 【②収支状況について】

- ・収支について、当初の計画書と収支報告書の数字で一部相違（計画において、人件費で計上されるべき費用が、別の費目で計上されていた等）があった。計画の記載が適切でなかったことのであれば、正しい記載に訂正すべきであった。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館に対しての市からの補填について、一部が令和3年度分の収支に含まれていなかった。決算報告書作成時に金額が確定しておらず、その後の調整により、確定した数字を備考欄に掲載したという説明が指定管理者からあったが、収支の中に含めるべきであった。
- ・最近の光熱費等の高騰により、経費が増大しているという報告が指定管理者からあったところである。今後に向けて、市として不可抗力の考え方の整理と、不可抗力が発生した場合の対応について検討が必要である。

#### 【③労働環境について】

- ・労務管理チェック表の回答により、労務関連法令の遵守は概ね確認できた。
- ・従業員の満足度を高める取組みとして、指定管理者は恒常的な時間外勤務が発生しないような業務管理を行っている。
- ・75歳まで就労可能にしているとのことであり、この地域の就労の受け皿となっている点は評価できる。

### 第3章 これまでの第三者評価委員会における評価内容と対応

本章では、本事業にて評価を実施した施設に関する評価内容と、その対応状況についての整理をおこなった。

#### 【対象施設】

令和4年度と同様に、各年度において指定期間2年目の利用料金制採用施設の中から、対象を選定した。

令和元年度：みやざきアートセンター、自然休養村センター、城の駅  
令和2年度：田野物産センター、道の駅田野総合案内施設、道の駅高岡  
令和3年度：青島パークゴルフ場、青島ビーチセンター、交流プラザきよたけ

#### 【主な評価内容と対応状況】

##### 1. モニタリングについて

#### 【委員会での評価】

- ①モニタリングの公表内容について、施設所管課と指定管理者との当事者間だけではなく、第三者の視点で誰でも理解できる資料作成を心がけていただきたい。(令和元年度)
- ②自主事業による施設の利用促進や地域振興に関する面などからも評価できると良い。(令和元年度)
- ③利用者数について、直近年次との比較だけではなく、中長期の視点で推移を比較すると指定管理者制度導入の成果がわかりやすい。(令和元年度)

#### 【市としての対応】

●委員会での評価を受けて、モニタリング指針を改定し、令和3年度実施分からモニタリング手法について、以下の見直し等を行った。

- ①モニタリングの公表内容について、実地調査における評価・達成率や、総合評価におけるチェック項目などを追加する等、分かりやすい形に見直しを行った。
- ②「設置目的に対する効果」や「地域貢献・地域活性化に対する効果」といった分析項目を公表内容に追加
- ③利用者数について、過去10年分の推移及び「長期的視点による要因分析」を公表内容に追加。

## 2. 収支報告について

### **【委員会での評価】**

①勘定科目は法人としてそれぞれ自由に設定できるため、収支計画書・収支報告書の勘定科目の設定は各指定管理者に任せているとのことであるが、モニタリングで比較評価を行うためには、一定程度統一した方が良い。また、収支計画書・収支報告書の勘定科目ごとにその内容を示す内訳の記載を徹底してほしい。(令和2年度)

②収支報告書においては、事業単位における正確な決算を示すべきであり、指定管理業務以外からの繰り入れや、利益相当額を別会計に繰り出しして、収支差額を0円にすることは適切ではない。(令和元、3年度)

### **【市としての対応】**

●委員会での評価を受けて、以下の対応を行った。

①指定管理者制度における事務処理のガイドラインを令和3年度に作成し、「収支報告書」の標準例を示すことで、収支の確認方法について整理を行った。

②令和4年度から、モニタリングにおける実地調査や決算書等の確認時に、決算関係書類(通帳、領収書、出納簿等)の確認を行うこととし、チェック体制の強化に努めている。

## 3. 労働環境について

### **【委員会での評価】**

・城の駅に関して、駅長は特定非営利法人の理事長であり、労働基準法上の労働者に該当しないが、過重労働になっていないか等、市としての確認が必要である。行政側で職員配置の適正化について検討することが必要と考える。(令和元年度)

### **【市としての対応】**

●委員会での評価を受けて、以下の対応を行った。

・施設所管課による運營業務の精査の結果、職員1名分の増員が必要と判断されたことから、令和3～5年度の期間の指定管理者選定において、職員1名分の給与を追加した形で指定管理料上限額の積算を行った。

#### 4. 施設の役割と指定管理者制度について

##### **【委員会での評価】**

・施設としての実質的な役割が変遷してきている施設もあるため、特に物販がメインとなっている施設については、指定管理者制度のスキームになじむものなのか、検証が必要なのではないか。(令和3年度)

##### **【市としての対応】**

●委員会での評価を受けて、以下の対応を行った。

・令和4年度から『物販施設経営分析事業』により、物販施設を対象とした経営分析を実施している。分析により得られた情報をもとに、施設の方向性（より稼ぐ施設への転換や、民間事業者への事業継承 等）について検討している。